

授業料徴収猶予申請について

2025年度前期授業料の徴収猶予を受けようとする者は、下記により申請してください。

修学支援新制度の支援（給付型奨学金と授業料減免）の要件を満たしている学部在学学生は、新制度の授業料免除申請をすることで、自動的に徴収猶予されます。

該当学生で、まだ、日本学生支援機構の給付奨学金の申請をしていない方は、授業料免除申請をしたうえで、必ず4月に給付奨学金の申請を行ってください。

※新制度の詳細は、文部科学省ホームページ（<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>）を参照してください。

●提出書類（網掛けした書類は必須・その他の書類は必要な場合のみ）

1 授業料徴収猶予申請書

（申請の理由は、授業料の納入が困難な状況がわかるよう具体的に記入すること。）

2 学資負担者（原則として同一世帯の父母）と同一生計の世帯全員の住民票

※単身赴任や進学などで家族の住所から転出している者がいる場合は、その転出者の住民票も提出してください。

3 学資負担者の令和6年度市町村民税所得課税証明書（令和5年中所得に対するもの）

提出対象者は学資負担者です。専業主婦や無職の場合でも必要です。学資負担者が単身赴任等により別居している場合も提出してください。

4 申請に係る事由を証明する書類（詳細は裏面を参照してください）

①学資負担者の生業の不振又は失業が申請理由の場合は、離職証明書又はそのことが証明できるもの

②学資負担者の長期の疾病が申請理由の場合は、診断書又はそのことが証明できるもの

③その他の事由による場合、そのことを証明する書類

●申請書提出期限 2025年4月4日（金）17時（必着） ※期限後は受け付けません。

（郵送の場合は特定記録郵便等、配達記録が残る方法で提出してください）

●その他

審査の過程で提出書類では状況が判断できないときは、事情の聴取及び事情の確認できる書類の追加提出を求めることがあります。

<授業料の徴収猶予について>

◆ 授業料の徴収猶予対象となる者

次のいずれかに該当する場合で必要と認められる者

- 1 経済的理由により納期限までに授業料等を納入することが困難である場合
- 2 学生が行方不明となった場合
- 3 不慮の災害を受けたため、納期限までに授業料等を納入することが困難である場合
- 4 修士課程等における「授業料後払い制度」の利用を希望する場合
- 5 その他やむを得ない事情がある場合

◆ 徴収猶予期間

2025年9月30日までの間の範囲内において必要と認められる期間

申請者の事情等	申請に係る事由を証明する書類
授業料減免申請者	なし
▼日本学生支援機構奨学金（第一種）受給者	受給を証明できるもの
▼〃（第二種）受給者	例）受給決定通知書や奨学金が振り込まれた
▼その他奨学金受給者	直近の通帳のコピー等
兄弟が大学・高校に在学中	在学を証明する書類
家族の入院	病院の領収書等
給料減額・生業不振	収入減がわかる書類
家のローン、借入金の支払い	支払いを証する書類
災害	り災証明書
大学院授業料後払い制度利用者	受給を証明できるもの